認定都市プランナーの登録更新の際に、CPD ポイントに加算出来る、「社会貢献ポイント制度」を新たに創設します。

#### ■「社会貢献ポイント制度」創設の背景、意義

現在、認定都市プランナーの登録更新の際には、4年間の自己研鑽の証として、都市計画 CPD を始めとする建設系 CPD 協議会加盟団体の CPD ポイントと、本制度独自の「見なし CPD」によるポイントを合わせて、認定都市プランナーの場合は 100 ポイント以上、准都市プランナーの場合は 50 ポイント以上が必要です。

一方、日本都市計画学会では、2023 年 4 月に都市計画 CPD 制度の大幅なリニュアールが行われ、本制度が独自に運用していた「見なし CPD」の教育形態が、ほぼ全面的に新都市計画 CPD に組み込まれ、従来の都市計画 CPD と「見なし CPD」が統合された形となりました。(https://www.cpij.or.jp/cpd/202304cpd.html 参照)

このため、認定都市プランナーの登録更新において必要とされる自己研鑽のポイントは、2026 年度までの移行期間後の 2027 年度以降は、都市計画 CPD に一本化することとなります。

認定都市プランナーは、市民団体、学会、協会等の社会的組織に積極的に関わるとともに、都市計画の専門的技術の社会的伝播を図るなど、その専門的経験等を活かして広く社会に貢献することがますます求められており、CPD ではポイント付与されていないこのような社会的活動を評価する仕組みが別途必要でないかと考えられます。

こうした状況を踏まえ、認定都市プランナーが持つ経験や知見を生かし、認定都市プランナーとして果たすべき社会的活動に対して、登録更新時において使用できる本制度独自の新たなポイント付与方式として「社会貢献ポイント」を新たに創設し、2024 年度より実施することとしました。

#### ■社会貢献ポイントを付与する活動

当面は、原則的に都市計画 4 団体における次に示す活動を対象とする(③の講師の場合は、都市計画分野(12 分野)の内容であれば 4 団体以外も含む)。

①<u>都市計画4団体における役員及び委員会等の委員に就任し、無報酬にて活動を行った</u> 場合。

### ●(1)—A

団体運営上重要な役職を、1年間以上担った場合。

(注:団体ごとの該当役職はP3の資料を参照)

# **●**①—B

理事会及び委員会等の運営に必要な資料作成を行った場合

- ②都市計画コンサルタント協会が行う「専門家派遣制度」の派遣専門家として活動し、 所定の報告書を提出した場合。
- ③都市計画分野の人材育成を目的とする、学協会(※4)や自治体等が開催する講演会、 シンポジウム等において講師等として講演を行うにあたって資料等を作成した場合。

#### ■付与ポイント数

必要ポイント数の8割までを上限として、それぞれ次のポイント数を付与する。

活動内容	付与するポイント
①都市計画4団体における役員及び委員会等の委員に就任し、無報酬にて活動を行った場合。	①—A  団体運営上重要な役職を1年間担った場合、年度末に付与 →就任の <u>年度ごとに年度末に10ポイント。年度10ポイント</u> を限度(複数の委員会委員でも一つと見なす)
	①—B  理事会及び委員会運営に必要な資料作成を行った場合  → 1 時間あたり2ポイント(※ 1)。年間 20 ポイントを限度  例)・委員会討議資料作成 ・認定都市プランナー申請書チェック作業 ・学会誌編集委員における作業 ・e job 事業運営のための作業など
②都市計画コンサルタント協会が 行う「専門家派遣制度」の <u>派遣専門家として活動し、所定の報告</u> 書を提出した場合。	派遣に伴う地域情報の把握や診断書資料作成の作業 → 1 回あたり 20 ポイント (※2)。年間 20 ポイントを限度。
③都市計画分野の人材育成を目的とする、学協会(※3)・自治体等が開催する講演会、シンポジウム等において <u>講師として講演を行うにあたって資料等を作成した場合。(※4)。</u>	使用する講演資料の作成作業 → 1 時間あたり 2 ポイント。年間 20 ポイントを限度

- ※1 都市計画 CPD では、技術図書の執筆の場合、1時間あたり3ポイント
- ※2 試行段階での資料作成平均時間は約10~15時間
- ※3 4団体以外における都市計画分野(12分野)に関する講師を含む
- ※4 組織内研修は、組織間格差の問題や実態が把握しづらいことから除外する。

## (資料)

社会貢献ポイント「都市計画4団体における理事及び委員会等の委員に就任し、無報酬にて活動を行った場合」のうち、「団体運営上重要な役職を、1年間以上担った場合」に該当する団体別役職を下表の通りとします。

なお、該当役職の要件は次のように規定します。

『団体の円滑な運営のために、無報酬にて多くの労力を要するとともに、併せて責任を負う団体の幹部役職』

## 団体別該当役職名

団体名	該当する役職
公益社団法人	・正副会長
日本都市計画学会	・専務理事代行
	・常務理事
	・監事
	・支部長
	・常置委員会委員長
	・特別委員会委員長
特定非営利活動法人	・正副会長
日本都市計画家協会	・理事
└────────────────────────────────────	
都市計画コンサルタント協会	・業務執行理事
	・監事
	・委員長
	・部会長

<sup>※</sup>公益財団法人 都市計画協会については、現在該当役職なしとしています。